

衆議院議員選挙

選挙制度が変わりました

衆議院議員の選挙制度が変わりました。選挙制度が変わっても、変わらないのが衆議院議員は国民の代表であるということです。来るべき選挙の際には、私たちの清く、正しい一票を棄権（けん）ことなく投票しましょう。

小選挙区比例代表 並立制になります

衆議院議員の選挙制度が中選挙区から小選挙区比例代表並立制に変わりました。小選挙区選挙は、全国三百の小選挙区から各一人を選びます。秋田県は三選挙区からな

り、大館市の場合は秋田二区となっています。比例代表選挙は、全国十一の小選挙区（ブロック）ごとに行われ、各政党の得票に応じて議員を選びます。皆さんの票が集計される東北ブロックでは、十六人が選ばれることになります。この結果、衆議院議員の定数は、五百十一人から五百人となります。



投票するときは

投票は、二票制です。小選挙区選挙では候補者の名前を、比例代表選挙では政党名をそれぞれの投票用紙に書いて投票することになります。

立候補するためには？

△小選挙区選挙の立候補▽

次のいずれかにあてはまる政党及びその他の政治団体は、候補者の届け出ができます。

- ・国会議員が5人以上いること。
- ・直近の衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙のいずれかで、全国を通じた得票率が2パーセント以上であること。
- ・なお、個人立候補については従来どおりとなっています。

△比例代表選挙の名簿届出▽

- 次のいずれかにあてはまる政党及びその他の政治団体は、名簿の届け出ができます。
- ・国会議員が5人以上いること。
- ・直近の衆議院議員総選挙または

【比例代表選挙の投票】



【小選挙区選挙の投票】



なお、名簿には当選人となるべき順位を付けて届け出ることになっています。

△重複立候補▽

小選挙区選挙で候補者の届け出ができる政党及びその他の政治団体は、小選挙区選挙の届出候補者を、同時に行われる比例代表選挙の名簿登載者とすることができます。名簿には、当選人となるべき順位をつけて届け出ることになっていますが、この重複立候補者については、全員またはその一部の順位を同一のものとするることができます。

当選するかたは？

小選挙区選挙では、有効投票の六分の一以上の得票者のうち得票数の最も多い候補者一名が当選人となります。

比例代表選挙では、全国十一の小選挙区（ブロック）ごとに各政党及びその他の政治団体の得票数に応じて当選人が配分され、各政党の名簿の順位に従って当選人が決まります。同一順位とされた重複立候補者の当選人となるべき順位は、小選挙区選挙における最多得票者の得票に対する各重複立候補者の得票数の割合（借敗率）の大きいものから順次定められます。また、重複立候補者が小選挙区選挙で当選した場合には、名簿には記載されていないものとみなされます。